

受付

- 7. 3. 7

大阪市こども青少年局

大阪市長 横山英幸殿

大阪市留守家庭児童対策事業の補助金・指導員の

処遇及び施設関連費に関する要望書

2025 年 3 月 7 日

大阪自治労連

大阪市学童保育指導員労働組合

執行委員長 清水 優太

大阪市中央区谷町 7-2

(7-2-2-202)

日頃から大阪市におきましては、大阪市留守家庭児童対策事業(以下学童保育)の充実のためのご支援、ご協力、御礼申し上げます。

国の学童保育予算増加に伴い、大阪市の学童施策は拡充されてきました。しかし、国が補助金の算出基準を人件費基礎としているにもかかわらず、大阪市では家賃や水光熱費も補助金に含まれているため、預ける保護者の負担が大きくなっています。

指導員の処遇においては、まだまだ十分な労働条件とは言えない現状です。今年度より常勤の放課後児童支援員を複数配置した場合の「新運営基準」が創設されましたが、補助金交付の条件が厳しく、来年度も申請ができない施設があります。放課後児童クラブ運営指針では学童保育において子どもとの安定的・継続的な関わりが重要であるため、指導員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態とする事が求められています。指導員の処遇が改善され、指導員が安心して働き続け、専門性、公共性を発揮できることが、子どもとの安定的・継続的な関わりにつながります。

また、開設時間の考え方の変更により、指導員の午前業務にあてていた時間が確保されず、運営指針に基づいた業務ができず、保育の質の低下につながる状況が危惧されます。

上記を踏まえ大阪市における学童保育で従事する指導員が働き続けるために下記の項目を強く要望いたします。

記

- 一、地域の中で学童保育を開設する大阪市においては、国の予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担することになります。補助金の大幅な増額をしてください。
- 二、指導員の処遇が改善され、指導員が安心して働き続け、専門性、公共性を発揮できることが、子どもとの安定的・継続的な関わりにつながります。大阪市の学童保育が国の補助条件を満たしている、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化してください。
- 三、現在の「新運営基準」の条件について、みなし支援員に至るまでの2年を経過措置とし、この2年はみなし支援員でなくても常勤の指導員を雇用した場合は「新運営基準」の補助対象として申請できるようにしてください。
- 四、大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱の第7条の4の開設時間延長加算補助金について、国の変更内容がいかなる場合でも、どの施設にも満額支給できるように、独自で予算化してください。

以上